

# 横浜市最終処分場跡地利用に 係る指導要綱

## 手引き

令和5年4月

横浜市 資源循環局  
事業系廃棄物対策課

# 目次

1	要綱の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	【参考】 廃棄物の最終処分場について	
2	廃棄物処理法における指定区域制度と要綱の関連・・・・・・・・	2
	【参考】 横浜市内の最終処分場跡地の所在地について	
3	要綱の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
4	事前協議及び周知（要綱第5・6条）・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	(1) 事前協議	
	(2) 周辺住民への周知	
	※ 届出の要しない跡地利用について	
5	跡地利用の事前調査（要綱第7・8条、要領第2・3条関係）・・	5
	(1) 事前調査	
	(2) 事前調査時の注意事項	
	(3) 調査報告	
6	跡地利用対策及び対策完了報告（要綱第9・10条、要領第4・5条関係）・・	7
	(1) 跡地利用対策計画	
	(2) 対策工事時の注意事項	
	(3) 対策完了報告	
7	跡地利用地区の管理（要綱第11～13条、要領第6・7条関係）・・	9
	(1) 工事終了後の情報管理	
	(2) 跡地利用対策工の変更及び異常発生時の報告	
8	問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
◆	様式等記入例	
	『跡地利用事前調査計画書（様式1）』・・・・・・・・・・・・・・・・	12
	『跡地利用事前調査完了報告書（様式2）』・・・・・・・・・・・・・・・・	13
	『跡地利用対策計画書（様式3）』・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
	『跡地利用対策完了報告書（様式4）』・・・・・・・・・・・・・・・・	15
	『土地の形質の変更届出書（様式第35号）』・・・・・・・・・・	16
	『法施行基準順守を確認できる書類』（法施行規則第12条の40）	
	（要綱第7～10, 12条、要領第2～5, 7条 添付書類）・・・・・・・・	17～18

## 1 要綱の目的

最終処分場跡地において土地の形質変更が行われる場合、地下の廃棄物が掘り起こされたり酸素を供給されたりすることにより、廃棄物の発酵や分解が促進され、悪臭や水質汚濁が生じ、生活環境に支障が生じるおそれがあります。そこで横浜市は、市内最終処分場の土地利用行為に伴う生活環境の保全上の支障の発生及び土地利用者の被災等を防止することを目的とし、指導要綱を制定しました。

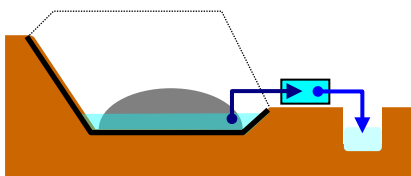
### 【参考】 廃棄物の最終処分場について

#### (1) 横浜市内における廃棄物の最終処分場の設置から廃止まで（現行関係法令等による）

- ① 廃棄物の最終処分場は、その計画について横浜市の許可を受けて設置され、横浜市の使用前検査を受けた上で埋立処分が開始されます。埋立処分している間は、汚水やガス等が発生することから、作業員・周辺住民の事故や周辺環境への被害が生じないように、最終処分場の設置者が管理を行います。
- ② 最終処分場の設置者は、廃棄物を埋め立て、表層に厚さ 50cm 以上の覆土等を施し、横浜市の許可を受けた形状に整形します。整形が終了することを「埋立処分の終了」といいます。なお、埋立処分の終了後も、しばらくは汚水やガス等が発生するおそれがあることから、処分場の設置者は管理を継続しなければなりません。
- ③ 埋立廃棄物は時間をかけて安定化すると、発生する汚水の水質が浄化して水処理設備を通さずに放流できるようになったり、ガスの発生量が減少したりすることで、管理不要の状態になります。廃棄物処理法及び関連法令では「管理不要の状態」について具体的な基準が設定されており、この基準に適合することを「最終処分場の廃止」といいます。なお、「最終処分場の廃止」では廃止基準に適合していることについて横浜市の確認を受けなければなりません。

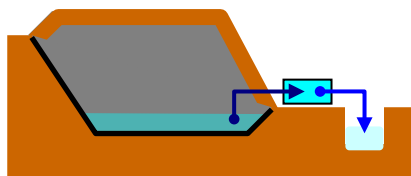
#### ① 最終処分場の設置

設置許可、使用前検査後に埋立開始。  
埋立処分中は汚水・ガス等を管理。



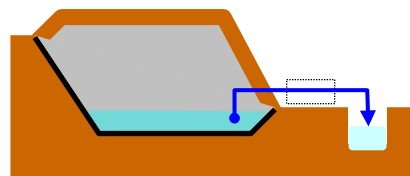
#### ② 埋立処分の終了

廃棄物を埋め立て、表層に厚さ 50cm 以上で覆土し、許可を受けた形状に整形。  
埋立処分終了後も、汚水・ガス等を管理。



#### ③ 最終処分場の廃止

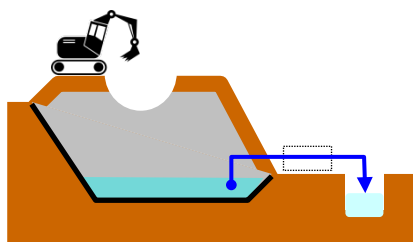
廃棄物が安定化、汚水・ガス等の管理が不要の状態に至る。  
廃止基準適合の確認を受ける。



#### (2) 廃止された最終処分場跡地での掘削等行為について

廃止された最終処分場跡地は、土地の形質の変更が行われなければ安定的な状態であるものです。しかし、土地の掘削その他の土地の形質の変更を行うことにより、安定的であった地下の廃棄物が攪拌されたり、酸素が供給されたりすることで、発酵や分解が促進されガスや汚水が発生する等、生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがあります。（埋立処分が終了した廃止前の最終処分場についても、同様に生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがあります。）

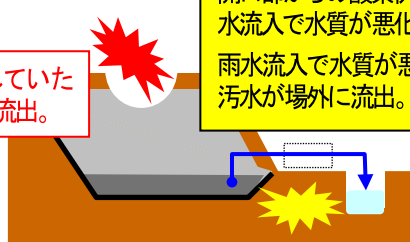
#### 廃止された処分場跡地で掘削等を行った場合



#### 生活環境の保全上の支障が生ずるおそれ

廃棄物層に滞留していたガスが開口部から流出。

開口部からの酸素供給や雨水流入で水質が悪化。  
雨水流入で水質が悪化した汚水が場外に流出。



## 2 廃棄物処理法における指定区域制度と要綱の関連

平成16年に廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」とする。）が一部改正され、平成17年に指定区域制度が施行されたことにより、都道府県知事は廃棄物が地下にある土地を指定区域に指定し、その区域内での土地の形質変更は、法施行規則第12条の40に規定する施行方法に関する基準に従うこと及び事前に都道府県知事へ届出を提出すること等が義務付けられました。

法では土地の形質変更の着手前の届出のみ規定していますが、本市では土地の形質変更の実施状況を確認するため、要綱でその完了についての報告書（「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律等の施行について」（平成17年4月1日、環廃対発050401002号・環廃産発050401003号）\* 第一第4項第2号ウ）の提出を求めています。また、指定区域ではない市内の最終処分場跡地（埋立処分終了後、廃止前の最終処分場を含む。）についても、土地の形質変更による危険性（生活環境の保全上の支障の発生及び土地利用者の被災等）は指定区域と変わらないため、同様に届出書の提出を求めています。

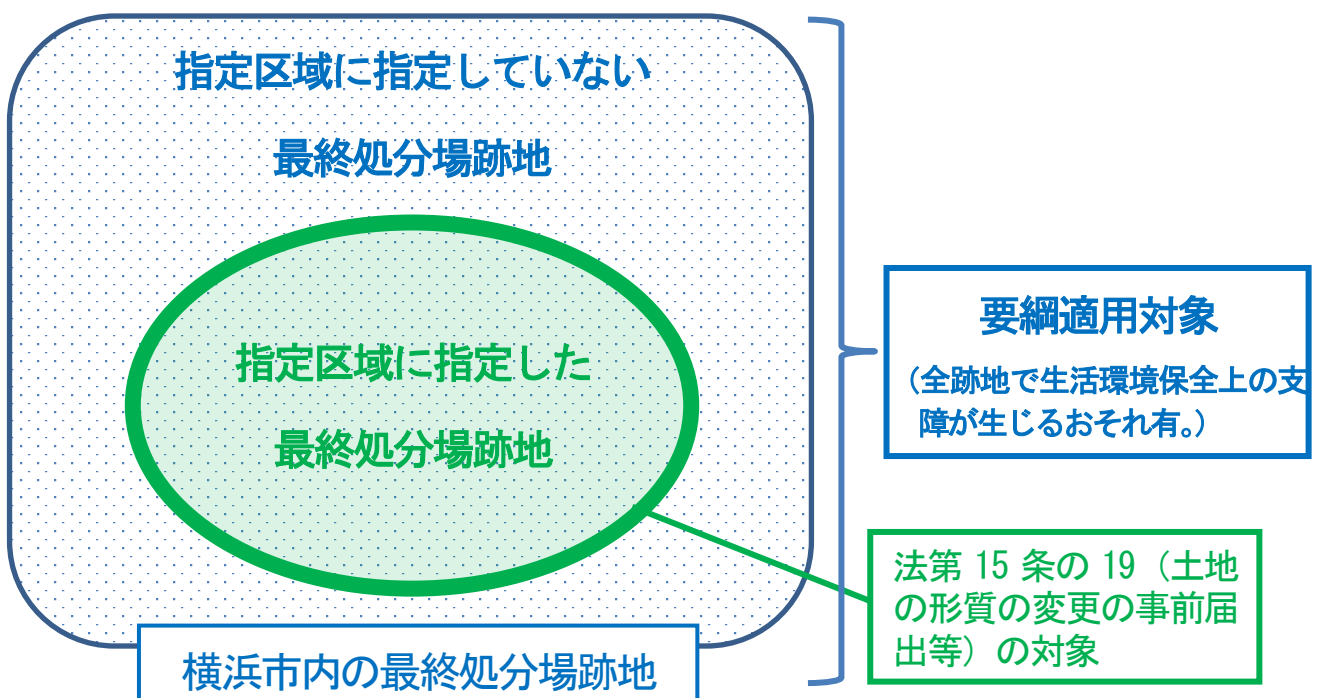
要綱に規定する施行方法及び添付書類等は、環境省公布の「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン」（以下「ガイドライン」とする。3ページにURL有。）に準拠しています。また、本手引における用語の定義は法及び要綱の例によるものとします。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律等の施行について」\*

（交付日：平成17年4月1日、環廃対発050401002号・環廃産発050401003号）

<https://www.env.go.jp/hourei/11/000504.html>

### 横浜市内最終処分場跡地の区分並びに法及び要綱の適用範囲



#### 【参考】横浜市内の最終処分場跡地の所在地について

横浜市内の最終処分場跡地の所在地を確認したい場合は、事業系廃棄物対策課まで、直接御来課ください。なお、指定区域については、資源循環局のホームページにて公表しています。

<http://www.city.yokohama.lg.jp/shigen/sub-jigyos/sanpai/04sonota/05atochi/>

### 3 要綱の概要

要綱では、次の事項を規定しています。事務手続きの流れについては、フロー図を御確認ください。

(1) 事前協議及び周知 (要綱第5・6条)

跡地利用内容の協議及び周辺住民への計画の周知

(2) 跡地利用の事前調査 (要綱第7・8条、要領第2・3条関係)

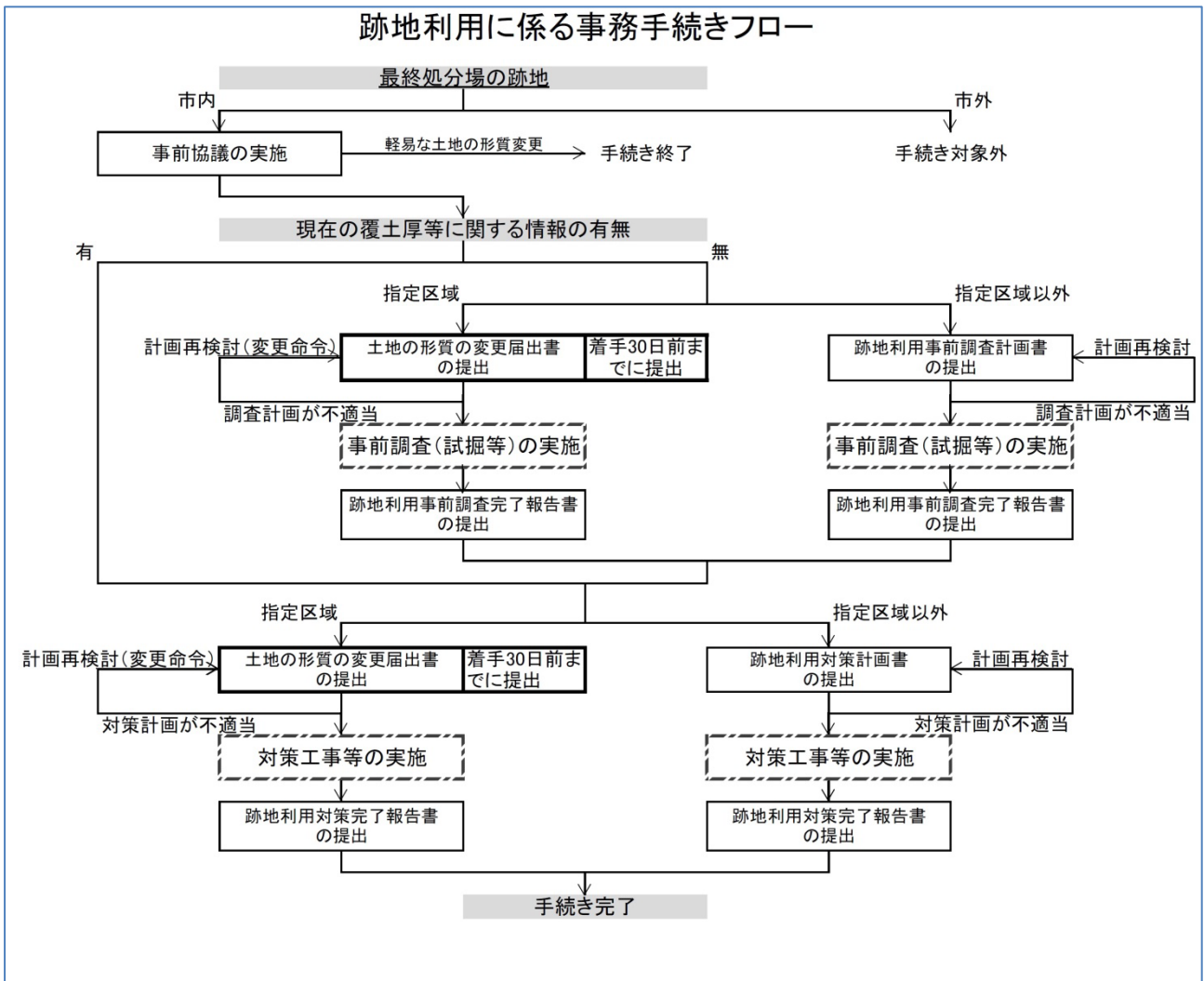
跡地利用に係る事前調査の計画書及び報告書の提出

(3) 跡地利用対策及び対策完了報告 (要綱第9・10条、要領第4・5条関係)

跡地利用に係る環境汚染・被災等の対策計画書及び対策完了報告書の提出

(4) 跡地利用地区の管理 (要綱第11~13条、要領第6・7条関係)

跡地情報の管理、跡地の経過観察及び異常発生時の報告



- 『最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン』  
(公布日：平成17年6月6日 環廃対050606001号、環廃産050606001号)  
[http://www.env.go.jp/recycle/misc/guide\\_wds/](http://www.env.go.jp/recycle/misc/guide_wds/)
- 『横浜市最終処分場跡地利用に係る指導要綱』『横浜市最終処分場跡地利用に係る指導要領』  
<http://www.city.yokohama.lg.jp/shigen/sub-jigyo/sanpai/04sonota/05atochi/>

#### 4 事前協議及び周知（要綱第5・6条関係）

##### (1) 事前協議

跡地利用の事業者は、土地の形質変更を行う前に、必ず市と事前協議を行ってください。事前協議の結果、生活環境保全上の支障が生じるおそれがある跡地利用と判断された場合、要綱第7条以降で定める届出等を行ってください。※

事前協議の際、市から当該跡地利用に係る情報の請求があった場合、その情報を提供してください。

##### (2) 周辺住民への周知

最終処分場跡地の土地の形質変更を行うと、埋立廃棄物の掘削に由来する悪臭及び汚水の発生、又は最終処分場の施設破壊による地下水汚染等の様々な影響が周辺部に現れる可能性があります。そのため、跡地利用の事業者は、土地の形質変更を行う前に周辺住民説明会や広報板の設置等により、周辺住民に跡地利用計画を周知してください。

周辺住民への周知により、周辺住民から当該最終処分場跡地に係る情報が入手できることもあり、事前調査の一助となることもあります。

#### ※ 届出の要しない跡地利用について

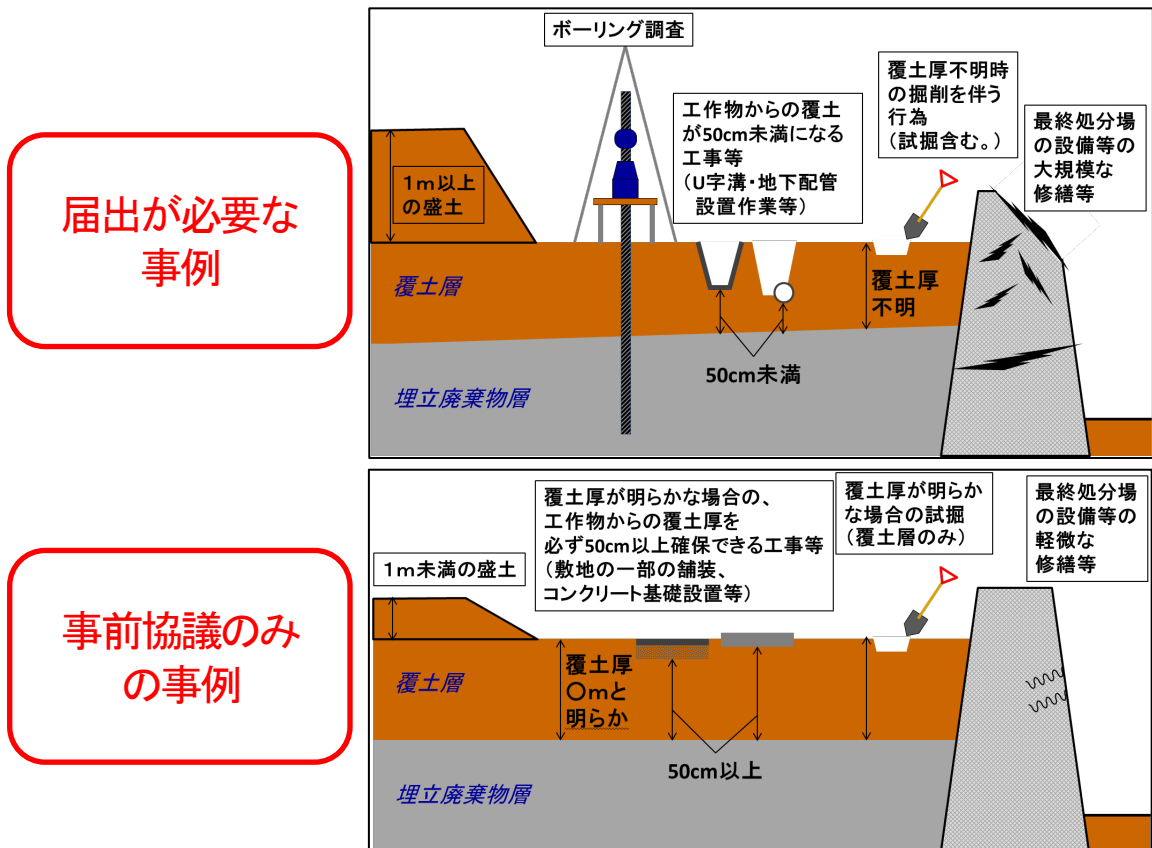
跡地利用にあたって、跡地利用における通常の管理や軽易な行為等については、新たな環境リスクを生じさせる可能性が十分に小さいことから、これらについては、届出を求めません。

例 ・概ね厚さ1m以下の盛土（ただし、安定計算による安全率が確保されている場合、擁壁や法面が変形等していない場合に限り。）

・土砂等の覆いが50cm以上残存することが明らかな場合における掘削（ただし、土砂等の覆いが不明の場合は、小規模であっても届出を要します。）

・最終処分場の設備の機能を維持するために必要な範囲内で行う軽微な修繕及び点検等（原則として、亀裂・変位等の補修又は補強に限り。）

なお、届出を要しない跡地利用であっても、市との事前協議は必ず行ってください。



## 5 跡地利用の事前調査（要綱第7・8条関係、要領第2・3条関係）

### (1) 事前調査

跡地利用にあたって、土地の形質変更による湧出ガスの発生、浸出液及び沈下等の影響を適切に評価する必要があります。そのため、跡地利用の事業者は、跡地関連情報の収集や現場調査により、埋立廃棄物の性状や最終処分場跡地の構造等を把握してください。

現場調査を行う際には、事前にその計画について、跡地利用地区が指定区域に該当する場合は『土地の形質の変更届出書（様式第35号、法施行規則第12条の35に基づく。）』を調査着手30日前までに、指定区域に該当しない場合は『跡地利用事前調査計画書（様式1）』を、次の書類を添付し、提出してください。調査計画の内容が生活環境の保全上不相当と市に判断された場合、内容の改善を求められますので、御注意ください。

調査計画の作成にあたっては、原則ガイドラインに準拠した内容にしてください。

なお、過去の跡地利用による調査結果等から跡地利用に必要な情報が明らかである場合、市と協議を行った上で事前調査を省略することができます。

#### <添付書類>

##### ア 調査範囲を明らかにした図面

現場調査を行う跡地利用地区の位置及び範囲についての情報を、方角及び縮尺又は寸法を付して記載してください。なお、跡地利用地区が指定区域に該当する場合は、指定区域台帳の図面を用いて、現場調査を行う位置及び範囲を記載してください。指定区域台帳の図面については、横浜市のHPで公表していますので、そちらを御利用ください。

##### イ 跡地設備の位置関係を把握できる平面図・断面図等

地滑り防止工、沈下防止工、擁壁、ガス抜き管、遮水工、保有水等集排水設備、浸出液処理施設及びこれらに準ずる各種構造物について、可能な限り、平面図及び断面図に記載してください。

##### ウ 周辺環境への影響について実施する対策計画書

湧出ガス、保有水及び周辺地下水等の測定等、現場調査の際に行うモニタリング計画を記載してください。モニタリング項目については、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年総理府・厚生省令第一号）」（以下「基準省令」とする。）別表第一及び別表第二並びにガイドラインを参考にしてください。なお、生活環境の保全上の支障が生じるおそれがないことが明らかな項目については、市と協議し了解を得られた場合にのみ、除外することができます。

##### エ 調査計画書

次の内容を記した事前調査の計画書を作成してください。

- (ア) 事前調査を行う機器等の情報
- (イ) 事前調査方法
- (ウ) 事前調査時の環境保全計画  
(汚水処理、掘削した埋立廃棄物の処理計画、湧出ガス対策等)
- (エ) 事前調査後の復旧計画

##### オ 法施行規則の基準順守を確認できる書類（法施行規則第12条の40）

法施行規則に示す9項目の基準を遵守するために行うことを、項目ごとに記載してください。

##### カ その他市長が必要と認めるもの

その他、市が必要と判断したものがある場合、提出してください。

### (2) 事前調査時の注意事項

#### ア 試掘地点及び深さ

バックホウやボーリング等で掘削を行う場合、原則2点以上行ってください。なお、市から地点・深

さ等の指定があった場合は、それに従ってください。

#### イ 施設機能の保存・継続

現地調査にあたって、ガス抜き管や遮水工等の施設構造物を破損しないよう注意してください。

#### ウ 発生ガスによる被災防止

現地調査にあたって、メタンや硫化水素等のガス発生の可能性を考慮し、原則ガスのモニタリングを実施してください。なお、爆発下限界以上の可燃性ガスの検出や酸素濃度の急低下等、不測の事態が発生した場合、直ちに現地調査を中止して市に状況を報告し、必要な対策を講じてください。

#### エ 埋立廃棄物の掘削・適正処理

埋立廃棄物層に到る掘削を行う場合、掘削した埋立廃棄物は、埋め戻さず、産業廃棄物として適正に処分してください。また、一時的に現場内に保管する場合、保管場所の掲示板の設置や飛散・流出等防止措置を必ず行ってください。

#### オ 地下水等の水質分析

地下水及び浸出液等を採取する場合、pH、電気伝導度、塩化物イオン濃度、その他必要と認められる分析項目を分析してください（分析項目については、基準省令別表第一及び別表第二を参考にしてください）。なお、地下水は、最終処分場の地下水流向の上下流両方を採取することが望ましいです。

#### カ 調査中の計画内容変更

事前調査を実際行うにあたり、現場の事情により計画と異なる調査を行う必要が生じた場合、必ず事前に市に連絡・報告し、市の了解を得てください。なお、市が必要と判断した場合、直ちに調査を中止し、市より指示された必要書類を提出した後に、調査を再開してください。

### (3) 調査報告

事前調査を行った場合、『跡地利用事前調査完了報告書（様式2）』に次の書類を添付し、事前調査後速やかに市に結果を報告してください。なお、計画の変更が生じた場合は、変更点を必ず明記してください。

#### <添付書類>

##### ア 調査範囲を明らかにした図面

計画から変更した場合は、変更点を必ず記載してください。なお、跡地利用地区が指定区域に該当する場合は、指定区域台帳の図面を用いてください。

##### イ 跡地設備の位置関係を把握できる平面図・断面図等

##### ウ 周辺環境への影響について実施した対策結果

湧出ガス、保有水及び周辺地下水等の測定等の結果を記載してください。なお、測定時の写真を必ず添付してください。

##### エ 調査結果

次の内容を記した事前調査結果報告書を作成してください。

- (ア) 事前調査で使用した機器等の情報
- (イ) 事前調査方法及び調査結果  
現場調査時の写真を必ず添付してください。
- (ウ) 事前調査時に行った環境保全対策  
汚水処理、掘削した埋立廃棄物の処理、湧出ガス対策等
- (エ) 事前調査後の復旧結果

##### オ 法施行規則の基準順守を確認できる書類（法施行規則第12条の40）

法施行規則に示す9項目の基準を遵守するために行ったことを、項目ごとに記載してください。

##### カ その他市長が必要と認めるもの

その他、市が必要と判断したものがある場合、提出してください。



## 6 跡地利用対策及び対策完了報告（要綱第9・10条関係、要領第4・5条関係）

### (1) 跡地利用対策計画

跡地利用にあたって、事前調査結果から埋立廃棄物の特性及び跡地の構造等を適切に評価し、跡地利用行為に由来する生活環境の保全上の支障の発生及び土地利用者の被災等を防止する必要があります。そのため、跡地利用の事業者は、事前調査結果を基に、跡地利用対策計画を策定し、安全に配慮した工事を行ってください。

跡地利用対策にあたっては、事前にその計画について、跡地利用地区が指定区域に該当する場合は『土地の形質の変更届出書（様式第35号）』を工事着手30日前までに、指定区域に該当しない場合は『跡地利用対策計画書（様式3）』を、次の書類を添付し、提出してください。

なお、対策計画の内容が生活環境の保全上不相当と市に判断された場合は、内容の改善を求められますので、御注意ください。

また、工事着手後に大量の汚水や悪臭が生じる等の不測の事態が生じた場合、直ちに工事を中止して市に連絡し、早急に対策計画を再検討・再協議し、跡地利用地区が指定区域に該当する場合は『土地の形質の変更届出書（様式第35号）』を工事着手30日前までに、指定区域に該当しない場合は『跡地利用対策計画書（様式3）』を提出し、市の了解を得てください。

対策計画の作成にあたっては、原則ガイドラインに準拠した内容にしてください。

### <添付書類>

#### ア 施行範囲を明らかにした図面

跡地利用対策を行う位置及び範囲についての情報を、方角と縮尺、又は寸法を付して記載してください。なお、跡地利用地区が指定区域に該当する場合は、指定区域台帳の図面を用いてください。指定区域台帳の図面については、横浜市のHPで公表していますので、そちらを御利用ください。

#### イ 跡地設備の位置関係を把握できる平面図・断面図等

地滑り防止工、沈下防止工、擁壁、ガス抜き管、遮水工、保有水等集排水設備、浸出液処理施設及びこれらに準ずる各種構造物について、可能な限り、平面図及び断面図に記載してください。

#### ウ 周辺環境への影響について実施する対策計画書

湧出ガス、保有水及び周辺地下水等の測定等、施工の際に行うモニタリング計画を記載してください。モニタリング項目については、基準省令別表第一及び別表第二並びにガイドラインを参考にしてください。なお、事前調査結果等から、生活環境の保全上の支障が生じるおそれがないことが明らかな項目については、市と協議し了解を得られた場合のみ、除外することができます（その際には事前調査結果等を添付してください）。

#### エ 施行後の跡地利用の方法を明らかにした平面図（、立面図）及び断面図

#### オ 工事計画書

次の内容を記した工事計画書を作成してください。

- (ア) 工事の場所
- (イ) 工事内容と数量
- (ウ) 工事工程
- (エ) 施工方法
- (オ) 跡地設備の機能が維持されることを明らかにした書類
- (カ) 施工順序図
- (キ) 環境保全対策計画
- (ク) 掘削廃棄物の適正処理計画

#### カ 法施行規則の基準順守を確認できる書類（法施行規則第12条の40）

法施行規則に示す9項目の基準を遵守するために行うことを、項目ごとに記載してください。

キ その他市長が必要と認めるもの

その他、市が必要と判断したものがある場合、提出してください。

(2) 対策工事時の注意事項

ア 施設機能の保存・継続

地表部を通気性が低い素材（コンクリート・アスファルト等）で広く被覆する場合、当該部分に跡地内部から発生するガスが滞留しやすいため、ガス抜き管等のガス集排除設備を設けてください。掘削にあたって、遮水工や擁壁、浸出液集排水設備等の施設構造物を破損しないよう注意してください。盛土や建築物等設置にあたっては、荷重負荷が増大するため、施設構造物の破損や浸出液の漏出等が生じないように対策を講じてください。

イ 発生ガスによる被災防止

メタンや硫化水素等のガス発生の可能性を考慮し、事前調査時と同様に作業環境のガスのモニタリングを原則実施してください。なお、有害ガスが高濃度に検出された場合、直ちに工事を中止して市に報告し、必要な対策を講じてください。

ウ 埋立廃棄物の掘削・適正処理

埋立廃棄物層に到る掘削を行う場合、掘削した埋立廃棄物は、埋め戻さず、産業廃棄物として適正に処分してください。また、一時的に現場内に保管する場合、保管場所の掲示板の設置や飛散・流出等防止措置を必ず行ってください。

エ 覆土の確保

跡地利用における構造物は、腐食等の防止も兼ね、埋立廃棄物層から覆土50cm以上を必ず確保してください。覆土50cmを確保できない場合には、埋立廃棄物層を掘削して土砂等で埋め戻すことで、覆土50cm以上を確保してください。なお、掘削した埋立廃棄物については、前項のとおりとします。

オ 開口部分からの雨水の浸透等の防止

掘削を行い、開口部から雨水の浸透により浸出液の水量が増加した場合、浸出液処理施設や放流先への負荷が過大にならないよう対処してください。また、掘削時に発生した汚水等については、関係法令に準拠して、適正に処理してください。

カ 工事の影響確認

市が指示した場合、工事の影響を確認するため、浸出液、地下水及び湧出ガス等を分析してください（事前調査結果、基準省令別表第一及び別表第二並びにガイドラインを基に指導します。）。

キ 工事中の計画内容変更

対策計画を実際行うにあたり、現場の事情により計画と異なる対策工事を行う必要が生じた場合、必ず事前に市に連絡・報告し、市の了解を得てください。なお、市が必要と判断した場合、直ちに対策工事を中止し、市より指示された必要書類を提出した後に、対策工事を再開してください。

(3) 対策完了報告

跡地利用の事業者は、跡地利用のための工事が終了した場合、その内容について、『跡地利用対策完了報告書（様式4）』を以って、次の書類を添付し、工事終了後速やかに市に報告してください。なお、計画の変更が生じた場合は、変更点を必ず明記してください。

<添付書類>

ア 施行範囲を明らかにした図面

計画から変更した場合は、変更点を必ず記載してください。なお、跡地利用地区が指定区域に該当する場合は、指定区域台帳の図面を用いてください。

イ 跡地設備の位置関係を把握できる平面図・断面図等

#### ウ 周辺環境への影響について実施した対策結果

湧出ガス、保有水及び周辺地下水等の測定等の結果を記載してください。なお、測定時の写真を必ず添付してください。

#### エ 施行後の跡地利用の方法を明らかにした平面図（、立面図）及び断面図

計画から変更した場合は、変更点を必ず記載してください。

#### オ 施行完了報告書

次の内容を記した工事完了報告書を作成してください。

- (ア) 工事の場所
- (イ) 工事内容と数量
- (ウ) 工事工程
- (エ) 施工方法
- (オ) 跡地設備の機能が維持されることを明らかにした書類
- (カ) 施工順序図
- (キ) 環境保全対策
- (ク) 掘削廃棄物の適正処理

廃棄物の発生状況を示した写真、委託契約書及びマニフェスト等の写し（最終処分完了日まで記載されたもの）を添付すること。

#### カ 法施行規則の基準順守を確認できる書類（法施行規則第12条の40）

法施行規則に示す9項目の基準を遵守するために行ったことを、項目ごとに記載してください。

#### キ その他市長が必要と認めるもの

その他、市が必要と判断したものがある場合、提出してください。

### **7 跡地利用地区の管理（要綱第11～13条関係、要領第6・7条関係）**

#### (1) 工事終了後の情報管理

跡地利用のための対策工事終了後においても、跡地利用の事業者は、生活環境の保全上の支障の発生及び土地利用者の被災等の防止に努めてください。そのため、事前調査結果、跡地利用対策及び管理行為等について、適切に記録・保管し、地権者及び跡地利用の管理者に適切に伝達・継承してください。

また、跡地利用の管理者が変更される場合には、新しい跡地利用の管理者に、跡地関連情報を適切に継承してください。

#### (2) 跡地利用対策工の変更及び異常発生時の報告

跡地利用の管理者は、跡地供用後も、跡地利用対策工が適正に機能しているかを監視し、更に沈下及びガス・汚水等の発生状況について観察してください。跡地利用対策工の形状・規模等を変更・撤去する場合や、沈下等が発生した場合、市に速やかに報告し、協議を行ってください。

また、非常災害が発生し、応急処置として跡地利用を行った場合、跡地利用地区が指定区域に該当する場合は工事着手日から起算して14日以内に「土地の形質の変更届出書」（様式第35号）、指定区域に該当しない場合は「跡地利用対策報告書」（様式4）を以って、要領第5条に掲げる書類を添付し、速やかに市に提出してください。

## 8 問い合わせ先

横浜市 資源循環局 事業系廃棄物対策課

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎23階

# 横浜市最終処分場跡地利用に係る指導要綱

## 様式等記入例

『跡地利用事前調査計画書（様式1）』	12
『跡地利用事前調査完了報告書（様式2）』	13
『跡地利用対策計画書（様式3）』	14
『跡地利用対策完了報告書（様式4）』	15
『土地の形質の変更届出書（様式第35号）』	16
『法施行規則の基準順守を確認できる書類』（法施行規則第12条の40） （要綱第7～10, 12条、要領第2～5, 7条 添付書類）	17～18

→事業系廃棄物対策課のホームページからダウンロードできます。

<http://www.city.yokohama.lg.jp/shigen/sub-jigyo/sanpai/04sonota/05atochi/>

# 「跡地利用事前調査計画書」記入例

様式 1

跡地利用事前調査計画書	
横浜市長	<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">届出提出日を記入すること。 ××××年〇〇月〇〇日</div> <div style="margin-bottom: 10px;">                 届出者 〒〇〇〇-〇〇〇〇                  住所 横浜市中区本町〇-×                  氏名 横浜 株式会社                        代表取締役 横浜 一郎                  (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)             </div> <div style="margin-bottom: 10px;">                 計画、内容を決定する者が届出すること。                  土地所有者、開発業者、                  工事発注者等             </div> <p>跡地利用のための事前調査計画を策定しましたので、横浜市最終処分場跡地利用に係る指導要綱の規定により、関係書類等を添えて提出します。</p>
跡地利用地区の所在地	横浜市中区港町〇〇番地□□及び△△番地××の一部
跡地利用地区の面積	〇〇〇〇 m <sup>2</sup> (別添の図面のとおり)
跡地利用の種類	試掘 発生汚水、ガス及び廃棄物の分析
跡地利用計画	別添の調査計画書のとおり
跡地利用事前調査の調査内容	□□地点をボーリングで●●m掘削 (別添の調査計画書のとおり)
埋立廃棄物の種類	がれき類、燃え殻及び汚泥
埋立廃棄物の発生の有無及び発生時の処分方法	有 〇〇株式会社にて分別・破碎後、 □□株式会社で埋立処分
調査実施予定期間	××××年□□月△△日 ~ ××××年■月▲日
備考	

## 「跡地利用事前調査完了報告書」記入例

様式2

跡地利用事前調査完了報告書	
横浜市長	<div style="text-align: right; margin-bottom: 20px;">                     届出提出日を記入すること。                      XXXX 年 〇〇 月 〇〇 日                 </div> <div style="margin-bottom: 20px;">                     計画、内容を決定する者が届出すること。                      土地所有者、開発業者、工事発注者等                 </div> <div style="margin-bottom: 20px;">                     届出者 〒〇〇〇-〇〇〇〇                      住所 横浜市中区本町〇-×                      氏名 横浜 株式会社                            代表取締役 横浜 一郎                      (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)                 </div> <p>跡地利用のための事前調査が完了しましたので、横浜市最終処分場跡地利用に係る指導要綱の規定により、関係書類等を添えて報告します。</p>
跡地利用地区の所在地	横浜市中区港町〇〇番地□□及び△△番地××の一部
跡地利用地区の面積	〇〇〇〇 m <sup>2</sup> (別添の図面のとおり) ← 調査を行う範囲を図面で示し添付すること。
跡地利用の種類	試掘 発生汚水、ガス及び廃棄物の分析
跡地利用計画	別添の調査報告書のとおり
跡地利用事前調査の調査内容	□□地点をボーリングで●●m掘削 地点■にて掘削時発生した汚水の分析 (別添の調査報告書のとおり) ← 計画と異なる施行を行った場合は、必ずその内容を記入すること。
跡地利用地区の地権者の氏名及び住所	横浜 二郎 横浜市中区住吉町〇-×
跡地利用地区の管理者の氏名及び住所	横浜 三郎 横浜市中区住吉町〇-×
跡地利用供用開始年月日	平成〇〇年 ■■月××日
埋立廃棄物の発生の有無及び発生時の処分方法	(有)・無 汚泥が〇〇t発生 ■■株式会社で埋立処分 (詳細は別添の調査報告書のとおり)
調査実施期間	XXXX年◇◇月▽▽日~XXXX年××月◆◆日
協議番号※	
備考	※欄は記入しないこと。

# 「跡地利用対策計画書」記入例

様式 3

跡地利用対策計画書	
横浜市長	<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">                 届出提出日を記入すること。                  XXXX 年 〇〇 月 〇〇 日             </div> <div style="margin-bottom: 10px;">                 計画、内容を決定する者が届出すること。                  土地所有者、開発業者、工事発注者等             </div> <div style="margin-bottom: 10px;">                 届出者 〒〇〇〇-〇〇〇〇                  住所 横浜市中区本町〇-×                  氏名 横浜 株式会社                  代表取締役 横浜 一郎                  (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)             </div> <p>跡地利用のための対策計画を策定しましたので、横浜市最終処分場跡地利用に係る指導要綱の規定により、関係書類等を添えて提出します。</p>
跡地利用地区の所在地	横浜市中区港町〇〇番地〇〇及び△△番地××の一部
跡地利用地区の面積	〇〇〇〇 m <sup>2</sup> (別添の図面のとおり)
跡地利用の種類	工作物の設置 (盛土を含む。)
跡地利用計画	別添の工事計画書のとおり
跡地利用対策の対策内容	盛土を行った後に〇〇m掘削し、覆土50cmを保ちます。また、覆土・工作物による荷重について、安定計算上問題ありませんでした。(別添の工事計画書のとおり)
埋立廃棄物の種類	がれき類、燃え殻及び汚泥
埋立廃棄物の発生の有無及び発生時の処分方法	有 〇〇株式会社にて分別・破碎後、 □□株式会社で埋立処分
対策工事予定期間	XXXX年〇〇月△△日 ~ XXXX年■月▲日
備考	



# 「跡地利用対策完了報告書」記入例

様式4

跡地利用対策完了報告書	
横浜市長	<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">                     届出提出日を記入すること。                      ××××年○○月□□日                 </div> <div style="margin-bottom: 10px;">                     計画、内容を決定する者が届出すること。                      土地所有者、開発業者、工事発注者等                 </div> <div style="margin-bottom: 10px;">                     届出者 <b>〒○○○-□□□□</b>                      住所 <b>横浜市中区本町○-×</b>                      氏名 <b>横浜 株式会社</b>                                <b>代表取締役 横浜 一郎</b>                      (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)                 </div> <p>跡地利用のための対策が完了しましたので、横浜市最終処分場跡地利用に係る指導要綱の規定により、関係書類等を添えて報告します。</p>
跡地利用地区の所在地	<b>横浜市中区港町○○番地□□及び△△番地××の一部</b>
跡地利用地区の面積	<b>○○○○ m<sup>2</sup> (別添の図面のとおり)</b>
跡地利用の種類	<b>工作物の設置 (盛土を含む。)</b>
跡地利用計画	<b>別添の工事報告書のとおり</b>
跡地利用対策の対策内容	<b>盛土後に工作物を設置し、覆土50cmを保ちました。また、工作物設置後に調査を行った結果、処分場設備機能に支障は生じませんでした。(別添の工事報告書のとおり)</b>
跡地利用地区の地権者の氏名及び住所	<b>横浜 二郎 横浜市中区住吉町○-×</b>
跡地利用地区の管理者の氏名及び住所	<b>横浜 三郎 横浜市中区住吉町○-×</b>
跡地利用供用開始年月日	<b>平成○○年 ■■月××日</b>
埋立廃棄物の発生の有無及び発生時の処分方法	<input checked="" type="radio"/> 有・無 <b>汚泥が○○t発生 ■■株式会社で埋立処分 (詳細は別添の調査報告書のとおり)</b>
対策工事実施期間	<b>××××年◇◇月▽▽日～××××年××月◆◆日</b>
協議番号※	
備考	<b>※欄は記入しないこと。</b>

# 「土地の形質の変更届出書」記入例

様式第三十五号（第十二条の三十五、第十二条の三十八、第十二条の三十九関係）

## 土地の形質の変更届出書

着手予定日より 30 日以上  
前の月日であること。

×××× 年〇〇 月〇〇 日

横浜市長 殿

計画、内容を決定する者  
が届出すること。  
土地所有者、開発業者、  
工事発注者等

届出者 〒〇〇〇-〇〇〇〇  
住所 横浜市中区本町〇-×  
横浜 株式会社  
氏名 代表取締役 横浜 一郎  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

指定区域内における土地の形質の変更をしたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の19（第1項、第2項、第3項）の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

指定区域の所在地	横浜市中区港町△△番地◇◇及び××番地××の一部	
土地の形質の変更の種類	宅地造成のための盛土	宅地造成、土地掘削、工作物の設置、開墾、試掘等
土地の形質の変更の場所	別添の図面のとおり	変更しようとする場所と範囲を、図面を添付して示すこと。
土地の形質の変更の施行方法	別添の土地の形質の変更の工事計画書のとおり	
土地の形質の変更の内容	別添の工事計画書のとおり	
地下にある廃棄物の種類 (当該廃棄物に石綿含有一般廃棄物、水銀処理物又は石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)	最終処分場の区分 種類 がれき類	【令第13条の2第1号】 地権者や近隣住民、横浜市等から埋立廃棄物に関する情報を収集しておくこと。
地下にある廃棄物の搬出の有無及び搬出先	有 〇〇〇(株)にて溶融処理、その後△△△(株)において埋立処分	
土地の形質の変更の着手予定日（又は着手日）	××××年〇〇月〇〇日	
土地の形質の変更の完了予定日（又は完了日）	××××年△△月◇◇日	

(日本産業規格A列4番)

## 『法施行規則の基準順守を確認できる書類』記入例（要綱第7～10, 12条添付書類）

### 法施行規則 第十二条の四十（土地の形質の変更の施行方法に関する基準）

- 廃棄物を飛散、又は流出させないものであること。  
**飛散・流出対策を具体的に記してください。**  
(例：廃棄物が発生した場合は、分別して保管容器（具体的に記すこと。）に入れ、飛散防止を行います。)
- 埋立地から可燃性ガス又は悪臭ガスが発生する場合には、換気又は脱臭その他必要な措置を講ずるものであること。  
**有害ガス発生時の対策を具体的に記してください。**  
(例：可燃性ガスの検知装置を用意し、可燃性ガス又は悪臭ガスが発生した場合には換気装置等を使用します。)
- 土地の形質の変更により埋立地の内部に汚水が発生し、流出するおそれがある場合には、水処理の実施その他必要な措置を講ずるものであること。  
**汚水発生時の対策を具体的に記してください。**  
(例：汚水が発生した場合には、外部へ流出しないよう集水し、簡易分析で水質を確認し、適正に対処します。)
- 令第三条第三号ホの規定による土砂の覆いの機能を損なうおそれがある場合には、当該機能を維持するために土砂の覆いに代替する措置を講ずるものであること。  
**土砂の覆いの機能を損なわない確実な施行方法又は代替措置等を具体的に記してください。**  
(例：掘削に伴い、土砂の覆いの機能を損なうおそれがある場合には、直ちに作業を中止し、横浜市と協議の上、機能を損なわない施行に変更します。また、土砂の覆いの機能を損う場合は、覆土等の代替措置を行います。)
- 土地の形質の変更により埋立地に設置された設備の機能を損なうおそれがある場合には、当該機能を維持するために埋立地に設置された設備に代替する措置を講ずるものであること。  
**設備破損しない確実な施行方法又は設備破損時の対策を具体的に記してください。**  
(例：今回の土地の形質の変更を行う箇所には、埋立地に設置された設備はありません。)
- 土地の形質の変更に係る工事が完了するまでの間、当該工事に伴って生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがないことを確認するために必要な範囲内で放流水の水質検査を行うものであること。  
**生活環境の保全上支障が生ずる可能性がある場合、放流水の水質検査項目及び頻度等を具体的に記してください。**  
(例：汚水の発生等生活環境への影響が発生した場合は、簡易分析で放流水質を確認し、適正に対処します。一か月に一度はpH・COD・BOD・SS・T-Nその他必要に応じて重金属等項目について公定分析を行い、放流水質を確認します。)
- 前号の規定による水質検査の結果、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずるものであること。  
**生活環境の保全上支障が生ずるおそれがある場合、原因調査及びその対策について記してください。**  
(例：生活環境への影響が発生した場合は、施行場所及び当該指定区域内の汚水・湧出ガス等発生状況を調査し、原因追究に努めます。原因が判明し次第、適正に対処します。)
- 石綿含有一般廃棄物、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物が地下にあることが法第十五条の十八第一項の指定区域台帳から明らかでない場合には、土地の形質の変更により当該廃棄物の飛散による生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがないよう必要な措置を講ずるものであること。  
**アスベスト廃棄物が埋め立てられている跡地については、アスベスト廃棄物を掘削しない施行を、仮に掘削する場合は、飛散防止措置について具体的に記してください。**  
(例：当該埋立地に石綿含有一般廃棄物、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物は埋め立てられていません。)
- 水銀処理物又は廃水銀等処理物が地下にあることが法第十五条の十八第一項の指定区域台帳から明らかでない場合には、土地の形質の変更により当該廃棄物に含まれる水銀の溶出による生活環境の保全上の支障が生ずるおそ

れないよう必要な措置を講ずるものであること。

水銀廃棄物が埋め立てられている跡地については、水銀廃棄物を掘削しない施行を、仮に掘削する場合は、溶出防止措置について具体的に記してください。

(例：当該埋立地に水銀処理物、廃水銀等処理物、水銀含有ばいじん等又は水銀使用製品廃棄物は埋め立てられていません。)